

日本遺産・麒麟獅子舞 麒麟獅子舞 サポーター募集



日本遺産・麒麟獅子舞 サポータークラブとは

「日本遺産『麒麟のまち』推進協議会」は、日本遺産を通じた麒麟のまち圏域^(※)の活性化に向け、情報発信や普及啓発などの取組を展開しています。

「日本遺産・麒麟獅子舞サポータークラブ」は、日本遺産認定ストーリーの象徴である麒麟獅子舞を広く発信していくことで、麒麟のまち圏域への誘客や麒麟獅子舞の保存・継承につなげることを目的とした応援組織です。

会員個々がさまざまな機会を通じて日本遺産認定ストーリーの象徴である麒麟獅子舞を圏域内外へ発信することにより、麒麟獅子舞の一層の認知度の向上や将来に向けての保存・継承につなげていきます。

※鳥取県東部(鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町)兵庫県北但西部(香美町・新温泉町)

事業概要

名称	日本遺産・麒麟獅子舞サポータークラブ
入会資格	個人・団体・企業(圏域内外は問わない)
会費	無料
会員特典	イラスト素材などの支給、麒麟獅子舞などに関する情報提供

会則

- (名称)
第1条 この会は、日本遺産・麒麟獅子舞サポータークラブ(以下「クラブ」という。)と称する。
- (目的)
第2条 クラブは、全国に誇れる地域の宝であり、麒麟のまち圏域の日本遺産認定ストーリーを象徴する貴重な文化財である麒麟獅子舞を、圏域内外に積極的に発信していくことにより、将来に向けての保存・継承に寄与することを目的とする。
- (会員)
第3条 会員は、クラブの目的に賛同する個人、団体、企業とする。
- (活動)
第4条 会員は、第2条の目的を達するために、次の活動を行う。
(1)麒麟獅子舞に関する各種情報の発信
(2)麒麟獅子舞保存会の活動支援
(3)その他麒麟獅子舞の保存・継承に資する活動
- (事務局)
第5条 クラブの事務局は、一般社団法人麒麟のまち観光局に置く。
- 第6条 事務局は、会員に対し麒麟獅子舞イラスト素材や麒麟獅子舞に関する情報などを適宜提供するものとする。
- (入会、退会、会員資格の取消)
第6条 第2条の目的に賛同する者は、入会申込をすることにより誰でも会員となることができる。
- 2 会員が退会する場合は、事務局に届け出るものとする。
- 3 事務局は、会員が次のいずれかに該当するときには、事前に予告することなく、会員資格の取り消しを行うことができるものとする。
(1)このクラブの名誉を損じ、又は目的に反する行為をしたとき。
(2)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- (会費等)
第7条 クラブの入会金及び会費は無料とする。
- (個人情報の取扱い)
第8条 取得した個人情報は第2条に規定する目的のみに利用することとし、法令等による場合を除いて、あらかじめ利用者の同意を得ないで、第三者に提供しないものとする。

お問合わせ
お申し込み

日本遺産「麒麟のまち」推進協議会 (一般社団法人麒麟のまち観光局内)
営業時間 8:45~17:30 土日祝日及び年末年始休業
〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町3 東栄ビル3F TEL:0857-50-1785 FAX:0857-50-1786
ホームページ <https://www.kirinno-machi-japan-heritage.jp/jp/>



入会方法

入会は「麒麟のまち観光局」内の専用フォームからお申込みいただけます。 [こちらへアクセス](#)